## 東北学院震災復興対策委員会(第15回)次第

日時:平成23年11月2日(水)常務理事会終了後

場所:土樋キャンパス1号館6階会議室

委員:平河内理事長(委員長)・星宮学院長(副委員長)宮城総務担当常任理事 関谷財務担当常任理事・柴田人事担当常任理事・高橋法人事務局長・斎藤学務担当副学長 高木法学部長・永井中学校・高等学校長・久能榴ケ岡高等学校長・日野総務部長・高橋財 務部長・佐々木施設部長・佐藤庶務部長・斎藤庶務課長・若生人事課長・駒板財務課長

陪席:那須監事

黙祷 委員長 平河内 健治

協	議事	で現るという。
	1,	前回議事録確認・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	2,	主たる家計維持者が死亡または行方不明の場合の 入学金のみ(諸会費負担金免除)で入学できる方法の検討・・・・・・2~8
	3,	東日本大震災学生支援措置の取扱いに係る確認事項(学生納付金関係を中心に)・9~10
	4,	その他

## 第14回 東北学院震災復興対策委員会議事録

日 時:平成23年10月19日(水) 13:35~14:25

場 所:1号館6階会議室

出席委員:平河内健治 星宮 望 宮城光信 関谷 登 柴田良孝 齋藤 誠 髙木龍一郎

永井英司 久能隆博 高橋清昭、佐藤範明 高橋秀悦 日野 哲 佐々木文彦

斎藤英夫 若生克義 駒板高明

以上 17 名

陪 席:那須和良(監事)

## 協議事項

1. 前回第13回議事録確認 委員会終了時までに確認いただき、承認された。

#### 2. 中学校・高等学校高架水槽復旧工事

説明:永井中学校・高等学校高等学校長 別紙資料に基づき、今後の地震等に備え高架水槽を移設するとともに、渡り廊下の一部を解体する案が説明され、承認された。なお、今後、施設課と工事業者を交え、細部の協議が必要であることから、現在、工事費用として2千420万円の見積が出ているが、確定した金額ではないとの説明があった。

また、棟の傾きに対しての安全性の確認はもちろんのこと、震災復旧に関する補助金の申請名称、提出期限等にも充分配慮し進めるとの確認がなされた。

(※施設の復旧・復興に関し、施設部が主体となり業務当たることが確認された。)

### 3. 泉キャンパス第2調整池上部法面崩落復旧工事

説明:佐々木施設部長 別紙資料に基づき説明があり、泉キャンパス第2調整池上部法面崩落復旧工事について、復旧工事が平成23年度内に完了すること及び補助金の申請を行うことを条件に予算措置が承認された。

#### 4. その他

#### ①石巻からの通学バス利用者への対応

説明:斎藤学務担当副学長 大学内の特別駐車許可について3名の申込みがあり、3名への特別駐車を許可することとした。なお、今後は施設部をとおして具体的に対応していく。なお、3名のうち1名は現在免許未所得であることとから、取得後に許可することとなる。

以上

東北学院大学学長 星宮 望 先生

入試部長 植松靖夫

#### 願 上 書

本学では、東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程により、平成 24 年度に 入学する学生に対しても授業料減免措置を実施すること及び東北学院大学東日本大震災緊 急給付奨学金規程により、奨学金を給付することが決定されています。

この授業料減免と奨学金の給付は、学生の入学後に行われることになっておりますが、 入試部としては、今回の大震災で親を亡くした新入生に対しては(厳密には「主たる家計 維持者が死亡または行方不明になった場合」には)、「入学金のみの納入」で入学が可能に することによって、「入学手続き時」における新入生の経済的負担を軽減し、また、多少な りとも入学者増につなげたいと考えております。

つきましては、「主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合」に限り、入学手続き時に前期授業料の免除を行っていただきたく、東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程の(部分的な)改正をお願い申し上げます。また、入学手続き時に、前期分の施設設備資金(全学部)と実習費(工学部)を納入することになっておりますが、東日本大震災緊急給付奨学金を実質的に「前倒し」給付することによって、「入学金のみの納入」の実現を図りたいと考えておりますので、東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程の改定(もしくは弾力的運用)をお認めいただきたくお願い申し上げます。

さらに、上記に該当する新入生が「入学金のみの納入」で入学可能になるためには、諸会費」(後援会費・同窓会入会費・同窓会費・学術研究会費・工学会費・学生会入会費・学生会費・工学部学生会入会費・工学部学生会費)の会費免除が不可欠でありますので、東北学院大学後援会、東北学院同窓会、東北学院大学学術研究会、東北学院大学工学会、東北学院大学学生会及び東北学院大学工学部学生会に対しても、会費及び入会費免除の要請を行っていただきたく、お願い申し上げます。

入試部では、これまで一人一人の受験生を大切にして丁寧な説明会を続けてきております。上記に該当する新入生の数は数人と思われますが、少人数とはいえ、是非とも当該受験生の修学の機会を確保したく、入学手続き時に、入学金のみで入学できる措置を重ねてお願い申し上げる次第です。

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程(改定案)

#### <現行>

附則 2. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第1号に該当する者に対しては、 入学後に前期分の授業料相当額を地震被害特別奨学金として給付し、後期分の授 業料については免除とする。

### <改正案>

附則 2. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第1号に該当する者に対しては、 特段の願い出により、入学手続き時に当該年度の授業料を免除することができる ものとする。

東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程(改定案)

#### <現行>

第9条 本奨学金は、申請採択の決定の後、速やかに給付される。ただし、納入すべき学納金への充当が優先される。

#### <改正案>

- 第9条 本奨学金は、申請採択の決定の後、速やかに給付される。ただし、納入すべき学納金への充当が優先される。
  - 2 平成24年度入学予定者で第2条第1項第1号に該当する者からの特段の願い出により、施設設備資金、実習費及び諸会費に充当することを条件として、入学手続き時において、本奨学金の給付予約をすることができる。この給付予約により、「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」及び「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」に規定された「指定の学納金」から施設設備資金及び実習費を除外できるものとする。

平成 23 年 11 月 2 日

> 東北学院大学学長 東北学院大学奨学金運営委員会委員長 星宮 望

## 奨学金運営委員会における給付方法の検討について

本日開催の東北学院復興対策委員会において、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生の経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとることにいたしました。この措置によって、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

ついては、上記の方針に基づき、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当することを可能にする具体策(例えば、入試部から財務部へ連絡が行われて事項を事後承認することを、委員会においてあらかじめで承認する等の具体策)を東北学院大学奨学金運営委員会において検討ください。

東北学院大学後援会会長 丸森仲吾 様

東北学院大学学長 星宮 望

## 会費免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費についても免除いただきたく、ご検討の程、お願い申し上げま す。 東北学院同窓会会長 星宮 望 様

東北学院大学学長 星宮 望

## 会費等免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費及び入会金についても免除いただきたく、ご検討の程、お願い 申し上げます。 東北学院大学学術研究会評議員長 菅山 真次 様

東北学院大学学長 東北学院大学学術研究会会長 星宮 望

## 会費免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費についても免除いただきたく、ご検討の程、お願い申し上げま す。

平成23年11月2日

東北学院大学工学会評議委員長 足利 正 様

> 東北学院大学学長 星宮 望

## 会費等免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費についても免除いただきたく、ご検討の程、お願い申し上げま す。 学生部長 辻 秀人 様

東北学院大学学長 星宮 望

## 学生会への会費等免除の検討依頼等について

本日開催の東北学院復興対策委員会において、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生の経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとることにいたしました。この措置によって、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

ついては、上記の趣旨を踏まえ、現在、法人事務局財務課が代理徴収している東北学院 大学学生会及び東北学院大学工学部学生会の会費及び入会金の免除について、別紙を学生 会及び工学部学生会に伝達し、その実現に向けてご尽力ください。 東北学院大学学生会

東北学院大学学生部長 辻 秀人

## 会費等免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費及び入会金の免除について、ご検討下さるようお願いいたしま す。 東北学院大学工学部学生会

東北学院大学学生部長 辻 秀人

## 会費等免除の検討について (お願い)

本学では、平成24年度に入学予定の東日本大震災被災学生に対して、授業料の減免と緊急給付奨学金の給付等の学生支援を行います。とくに、この中でも、主たる家計維持者が死亡または行方不明になった新入生に対しては、その経済的負担を少しでも軽減したいとの趣旨から、「入学手続き時」において、授業料の免除を行うとともに、緊急給付奨学金を施設設備資金や実習費に充当できるような措置をとります。この措置によって、本学においては、学生納付金については「入学金のみの納入」によって、入学手続きが完了することになります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえ、現在、貴会からのご依頼によって法人事務局財務 課が代理徴収している会費及び入会金の免除について、ご検討下さるようお願いいたしま す。

# 学生納付金及び生徒納付金

# 参考

学部	学部 文·経·営·法学部		文学部(夜間主コース)		工学部		教養学部		
	入学手続き	入学年10	入学手続	入学年10	入学手続	入学年10	入学手続	入学年10	
項目	時納付金	月の納付	き時納付	月の納付	き時納付		き時納付	月の納付	
	(前期)	金(後期)	金(前期)	金(後期)	金(前期)	金(後期)	金(前期)	金(後期)	
入学金	270,000	0	270,000	0	270,000	0	270,000		
授業料	327,000	327,000	327,000	327,000	474,000	474,000	372,000	372,000	
施設設備資金	90,000	90,000	45,000	45,000	115,000	115,000	110,000		
工学部実習料					35,000	35,000			
学納金計	687,000	417,000	642,000	372,000	894,000	624,000	752,000	482,000	
後援会費	16,000	0	16,000	0	16,000	0	16,000	0	
同窓会入会金	3,000	0	3,000	0	3,000	0	3,000	0	
同窓会費	3,000	0	3,000	0	3,000	0	3,000	0	
学術研究会費	1,500	0	1,500	0		0	1,500	0	
工学会費					800	0			
学生会入会金	1,000	0	1,000	0	2,000	0	1,000	0	
学生会費	4,000	0	4,000	0	8,000	0	4,000	0	
諸会費計	28,500	0	28,500	0	32,800	0	28,500	0	
合 計	715,500	417,000	670,500	372,000	926,800	624,000	780,500	482,000	

学校	中等	学校		学校	榴ケ岡高等学校		
項目	入学手続き 時納付金	毎月の学 校納付金	入学手続 き時納付 金	毎月の学 校納付金	入学手続 き時納付 金	毎月の学 校納付金	
入学金	96,000	0	146,000	0	146,000	0	
授業料	0	30,000	0	33,000	0	33,000	
施設設備資金	64,000	7,000	64,000	7,000	64,000	7,000	
学納金計	160,000	37,000	210,000	40,000	210,000	40,000	
奨学会	1,000		1,000		1,000		
生徒会	500	<u> </u>	500		1,000		
同窓会入会金	3,000		3,000		3,000		
各種負担金		7,000		7,000		7,000	
その他(校外研 修積立金等)		5,350		8,350		10,000	
諸会費計	4,500	12,350	4,500	15,350	5,000	17,000	
合 計	164,500	49,350	214,500	55,350	215,000	57,000	

財務部長 高橋 秀悦

東日本大震災被災学生支援措置の取扱いに係る確認事項 (学生納付金関係を中心に)

- 1 平成 24 年度の学生納付金の納入については、原則として、「東北学院大学学生納付金等納入に関する規程」、「東北学院大学大学院学生納付金等納入に関する規程」及び「東北学院大学学生納付金等の納入に関する取扱細則」によるものとする。
- 2 上記により、平成23年度の学生納付金の納入について実施した下記の特別措置は廃止する。
  - (1) 入学手続きに関する措置
    - a) 前期入試において延納手続きを行っている者に対する納入時期の延期の措置
    - b) 後期入試の入学手続きに関し、申し出があった者に対する納入時期の延期の措置 これらの措置を廃止し、平成24年度は入学手続きに関しては特別の措置を講じない。
  - (2) 入学辞退者に対する措置
    - a) 入学予定者本人・主たる家計維持者の死亡・行方不明の場合及び家屋の全壊・半壊・流失・津波による浸水等の場合、学納金(入学金を含む)の返還の申し出の期限日を平成24年3月31日とした措置
    - b) 沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者については、学納金(入学金を除く)の返還の申し出の期限日を前期定期試験終了日とした措置 これらの措置を廃止し、平成24年度は入学辞退者に対しては特別の措置を講じない。
  - (3) すべての学生(新入生を除く)の前期の学納金納入期限日を8月1日とした措置 この措置の廃止により、平成24年度の前期の学納金納入期限日は5月14日となる。
  - (4) 復籍の手続き期限日を平成23年度の科目登録日までとした措置 沿岸部の罹災者及び特に考慮すべき事項がある罹災者に対して上の措置を講じたが、 平成24年度の復籍の手続き期限日は(3月31日が土曜日のため)3月30日となる。
  - (5) 学生納付金の減免対象者に対する督促料、復籍料を(在校生については前期、新入生については後期)免除する措置
    - <u>この措置の廃止により、平成 24 年度は、すべての対象学生から督促料及び復籍料を</u> 徴収する。

#### 3 平成24年度に実施(継続実施)する事項

(1) 東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程

この規程は、平成24年3月31日に失効するが、この規程には、平成24年度入試における被災した受験学生に対する入学検定料の全額免除の規定と平成24年度入学予定者のうち被災学生に対する授業料の減免の規定がある。

この規程の適用による授業料の減免の総額は、約1億2,000万円である。

(2) 東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程

この規程は、平成27年3月31日まで適用される規程である。

東日本大震災に係る学生支援の後年度負担として、5億円としているので、東日本大震災緊急給付奨学金に支出可能な予算は、3億8,000万円(=5億円-1億2,000万円)となる。平成24年度、平成25年度、平成26年度の各年度につき、1億2,500万円程度になる。平成23年度実績見通しは、2億2,000万円であることから、平成24年度~平成26年度では、およそ60%の水準となる。

なお、この奨学金の給付基準を平成23年度実績の通りとすれば、下記の(3)への対応も必要となることから、平成24年度と平成25年度の1年半分の予算しか対応できない(5億円= 平成24年度の授業料の減免の総額 1億2,000万円+平成24年度の東日本大震災緊急給付奨学金2億2,000万円+平成25年度の東日本大震災緊急給付奨学金の半分1億1,000万円+東日本大震被災者入学時特待生奨学金5,000万円)。

いずれにしても、<u>この規程の第2条第1項第5号「その他震災による直接的被害</u> により、主たる家計維持者が、甚大な経済的損失を受けた者」への奨学金の給付 (10万円) については、規程適用の厳格化が求められる。

(3) 東日本大震被災者入学時特待生に関する規程

この規程は、平成 24 年度入学の東日本大震被災者入学時特待生に関するものであるが、優等生となる基準を満たす者には、学年進行とともに、平成 27 年度まで特待生奨学金が継続される。

(4) 入学時期に関する措置

平成 23 年度に入学手続きを完了している者が、諸般の事情により、平成 24 年度 に入学を希望する場合には、これを認める措置をとったことに対して対応する必要 がある。

(5) 震災を原因とする休学に関する学納金については、「全免」とする措置 平成24年度においても、継続して実施する。